

シリーズ「グローバル・ジャスティス」第19回
正義とグローバル社会——日本軍「慰安婦」問題から考える
岡野八代（同志社大学グローバル・スタディーズ研究科）

11月30日、「グローバル・ジャスティス」第19回目の講演では、講師に同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科、岡野八代教授をお迎えし、『正義とグローバル社会、日本軍「慰安婦」問題から考える』というタイトルでお話いただいた。「慰安婦」問題とは、1991年、金学順さんという慰安婦にさせられた一人の女性の告発により、初めて問題として取り上げられるようになった。それがきっかけとなり、各国の慰安婦にさせられた女性たちが勇気を持ち、慰安所にいたことを明かすようになる。日本政府は、この「慰安婦」問題について、法的には解決済みという立場を示しているが、彼女らは、政府へ責任を取ってほしいと訴えている。彼女らは、慰安婦問題は実際に起こったことであり「真実」なので、日本政府に「正義」を返してほしいと強く訴える。岡野教授は、政治哲学における正義の理論をグローバル社会で直面する日本軍「慰安婦」問題とつなげ、正義について考える。また、現在の日本政府の立場と、女性アクティブミュージアム（WAM）の立場の比較を見ることで、正義とは一体何を為すことなのか、グローバルな視点で考えることが今セミナーの目的である。

政治哲学における正義：認識論としての哲学と「正義を為すとは、なにを為すのか？」

哲学の始まりでもある「正義」の問題は、「慰安婦」問題につながると岡野教授は言う。例えば、プラトンの『国家——正義について』では、主人公のソクラテスが、みんなに「正しいこととは何か君たちは知っているか？」と聞いたところ、みな違うことを言い、誰も答えられないという話がある。私たちが何も知らないということを、「洞窟の比喩」と表している。真実とは何かと考えても、私たちは実物を見ているのではなく、影を見ているのではないかとソクラテスは言う。これは、無知の知であり、実は正義とはみんなの思い込みではないかということだ。「洞窟の比喩」は、私たちには、世界が見えていないことを教えてくれる。

現代政治学のヴィトゲンシュタインの場合、「私に見えるもの（あるいは今見えるもの）だけが真に見えるものである」と言う。これを、独我論と言い、「私には世界が見えない。私は、見ているものしかみていない」と、何を見ているかは、他人とは共有できないことを教えてくれる。

また、シュトラウスの場合、正義や正しさとは、法律や慣習から現れ、「自然」（物事の本質や真実）を隠すことであると語っている。法律のもととなっているのは、国家であり、恣意と暴力から生まれてくるのであれば、国家そのものが疑わしい。法律とは、国家の決まりごとであり、人が作るものなので、物事の真理

を隠しているようである。よって、哲学的に正しいとは、どういうことか考えると、自己矛盾があると主張する。また、正義を訴えることは、時間や国境という時空を超えるなかで訴えることである。正義論とは、国境に縛られず、グローバルな視点が備わっていることを知る。

正義の第一の特徴に、直接関与せず距離を置き、第三者にならなくてはならないという特徴がある。しかし、正義の審判をする人が、どちらの立場にも立たず、中立の精神を持つべきだということは、簡単なことではない。私たちは、多くの不正を見逃し、不審だと信じている人々自身も同じように不平等を見逃している。私たちは、別の不平等が不正であることを忘れていることもあるからだ。

そこで、デリダは、正義とは脱構築であると訴えている。彼は、法律と正義は全く異なるものであり、正義は、私たちが作っている法体系を覆すような大きな力があると言う。また、正義を為すということは、「覆水盆に返らず」と決定不可能なことを為すと言う。デリダは、正義は既存の法律を覆す力を持っているにも拘らず、一番法律にたずさわる裁判官が法に従って裁けば、無責任ではないかと言う。それでも、正義は為されないといけない。よって、正義の第二の特徴は、不正が起こってから、正義への訴えが始まると主張している。

なぜ、「慰安婦」問題は、哲学的問題なのか

岡野教授は、「慰安婦」問題が問題化するのに、なぜ半世紀もの時間がかかってしまったのかという問いを突き付けた。戦争が終え、帰ってきた日本兵士で慰安所を利用したことのある兵士は、慰安所での経験を甘い思い出として語ることがあったので、慰安婦、または慰安所の存在については、多くの日本人は知っていた。しかし、慰安婦の視点からの話は、一切なく、1991年の金学順さんの告発により、やっと明らかになった。つまり、私たちは知っていたのにも拘らず、知らないふりをしていた。もし、私たちが、見ているものしか見ていないとしたら、私たちは知っていたのにも拘らず、何を見ていたのだろうか。「慰安婦」問題が突き付ける二つ目の問いとは、戦後46年間の閉ざされた記憶の苦しみを、彼女らにどう返せばいいのかである。どんなに賠償しても傷ついてしまった被害者や社会関係は元に戻らない。彼女たちが今まで苦しんできたことに対してどのようにお返しすればいいのか、全く想像もつかないものである。

この二つの問題について考え、答えるきっかけになったのが、2000年12月に行われた女性国際戦犯法廷の開催であった。ここでは、実際の国際法の専門家や弁護士、判事の方を集め、民間法廷の模擬裁判が行われた。（日本政府も呼んだが、政府の関係者は誰一人も来なかった。）そして、当時の国際法に照らしながら、慰安所がどれほど国際法に基づいていたのかを三日間に亘り裁判した。この法廷で最も重要である点は、被害者たちが日本へ集まり声を上げたことだと岡野教授は話す。彼女たちが実体験を証言することによって、今まで背景として扱われていた彼女らは、自らの声をもつことになった。裁判の結果、誰がどういう命令を出したかなどの、加害者の責任の特定をしっかりと確定することと、性奴隷制度に対して、日本政府がしっかりと責任を取ることが話された。しかし、い

まだに戦争に性暴力は付き物であり仕方ないものだとして認識されている。国際社会では、この認識は徐々に変わってきているが、このように二次被害として扱われているため、戦時の性暴力はほとんどが不処罰のままであることが事実である。しかし、岡野教授は、戦時で起こった性暴力に対する不処罰の歴史から断ち切り、あらゆる政府に責任をとれせよということ、未来において同じことを繰り返さないよう要求していると言う。

日本政府の立場と女性アクティブミュージアム (WAM) の立場の比較

最後に、政府が立ち上げた「国民基金」のデジタルミュージアムと、早稲田大学にある女性たちの手で作られた「アクティブ・ミュージアム、女たちの戦争と平和記念資料館 (WAM)」を比較してみて、どちらが哲学的に考えて正義に答えようとしているのかを皆で考えてみた。

WAM の立場は、政府に責任を取ってほしいという声に応えようとしているので、女性の市民活動で「慰安婦」問題に関わっている多くの人々は、政府は法的あるいは政治的に慰安婦の方々に個別に保障をしなければならないと主張する。ところが、政府の公式見解では、「慰安婦」問題に対して、誠実に対応し解決したという立場を示している。戦後50年の1995年に世論の高まりと外交上あまり良くないという理由などで、日本社会党がこの問題について何とかしなければならないという立場に立った。そこで、政府は責任については、道義的な立場から責任を果たすと主張した。その方法とは、「慰安婦」問題についてボランティアに思った国民たちだけが寄付し、その寄付金で慰安婦の方々にお金を配るという事業の開始である。このミュージアムが「国民基金」という名であるよう、政府は国民にボランティアで寄付してもらおうよう訴えかけ、政府ではなく、国民参加によってこの問題を解決させようとした。このように道義的な理由という言葉を使うことによって、政府は責任から逃れると同時に、誰が責任を果たすかを曖昧にしようとしたことがわかる。そして、日本政府は、今でも法的には解決済みという立場を固守し、この立場を貫いている。

次に、WAM の展示の目的を見てみると、「慰安婦」問題の加害責任を明確にすること、過去の資料保存・展示だけではなく、現在の資料を公開し未来に向けての活動であるということ、国家の権力とは無縁の民衆運動であること、そして、国際連帯活動をの強調を訴えていることである。さらに、WAM の展示は、個々の犠牲者たちの過去から現在に至るまでの生活を伝えようとしている。特に現在どう生きているのかに焦点を当てている。そして、日本社会だけではなく、国際社会の一員として、「慰安婦」にされた方々の尊厳を回復するためには、日本社会の現状を変えなければならないと伝えている。これらの目的から、岡野教授が感じた WAM の最も重要な特徴とは、ミュージアムが、私たちになぜこうしたことが生じたのか聞いてくることだと言う。どうしたらこのような不正義を正し、非暴力的な世界を作ることができるのか、私たち自身に考えてほしいと自問しているような展示になっている。

一方、国民基金のデジタル・ミュージアムの展示は、2007年の3月にイン

ターネット上で開始されたが、2007年とは同時に基金が終わった年でもある。つまり、基金活動が終わってから、サイト上にミュージアムが登場したということである。ここで公開されているものとは、軍が関与している公式資料など、資料としての価値はとてもある。しかし、大量の資料を見せることによって、別の意図があるようにも感じられると岡野教授は話す。

国民基金の展示とは、政府と基金がこれまで何をしてきたのか注目し、彼らの償いの活動と彼らの認識を記録することを目的としている。このことは、当時の総理大臣であった村山総理の挨拶にも明確に示されている。よって、私たちの記憶に留めて、世界に発信しようとしているものとは、彼らの活動と彼らの認識である。岡野教授は、国民基金の展示について、まず一つ目の特徴とは、政府が今まで被害者に対して何をやってきたか、政府の取り組みに焦点を当てていることだと話す。展示されている被害者の声も、償い金を受け取った人たちの声しか載せていないので、お金は要らないから責任を明確にし、歴史に残してほしいという人たちの声は、ここには出てこない。まるで、基金に感謝をされていて、政府の立場を支持しているかのように感じられる。二つ目の特徴とは、この基金の活動は、努力を積み重ねてきたかのような印象を与えていることだと、岡野教授は話す。しかし、実際には、2007年にこの活動は休止し、それ以後の活動はしていない。しかも、彼らがアップしている資料というのは、1991年から92年のたったの二年間にかけて集めた資料だけである。政府は、あたかも国際法上の義務を果たしているうえ、それ以上の道義的な責任も一生懸命にやっているような印象を世界に発信している。これらの特徴から、個々の被害者たちの過去と現在が見えないのと、被害者たちが政府に果たすよう求めている「政治的・法的」責任がわからなくなってしまうと、岡野教授は分析する。

最後に、岡野教授は、日本軍「慰安婦」問題と出会うことで、正義論や哲学のもつ意味を考えるようになったと言う。そして、「慰安婦」問題を皆のそれぞれの学問分野でどう訴えるか、また正義を為すとは何を為すことなのかについて、考えてみてほしいと言う。(文責：遠藤美佳)